東京国際空港における指定地域の見直し検討について

1 航空機騒音に係る環境基準・指定地域

○ 航空機騒音については、環境基本法第16条第1項に基づき、 環境基準が定められている。

地域の類型	環境基準	備 考
I (住専)	5 7 dB以下	第1·2種低層、第1·2種中高層 等
Ⅱ(住専以外)	6 2 dB以下	商業、準工業、工業地域 等

○ 上記の環境基準が適用される 空港周辺の「指定地域」は都 が指定するとともに、飛行経 路等に大きな変更があった場 合には、指定地域の見直しを 行う(法定受託事務)。



○ 国は羽田空港の発着回数を増加させるため、新たな飛行経路 を設定し、令和2年3月29日より本格運用を開始したため、都 は指定地域の見直し検討が必要

2 指定地域の見直しの検討方法

○ 新飛行経路の運用による<u>空港・航路周辺への騒音の広がりを</u> <u>把握</u>し、騒音基準を適用すべき「指定地域」をエリアとして可 視化するため、騒音コンター図を作成

<騒音コンター図のイメージ>

<コンター図作成フロー>

予備調査(R2.7-8)

騒音測定ポイントの確定に向けた事前の騒音調査

騒音基礎調査(R3春秋)

シミュレーションモデル作成のため、 騒音データを本格的に収集

シミュレーションモデル作成

コンピューター上で飛行機を飛ば し、騒音の広がりを把握す るプログラムを作成

※ 地図上に騒音値(Lden)を結んだ曲線を等高線のように描くことで、 騒音の広がりを可視化

コンター図(素案)作成

補足調査

モデル修正のためのデータ収集

コンター図完成

指定地域の見直しの判断

コンター図の作成には、高度な専門知識やノウハウを必要とするため、<u>令和2年度から学識経験者等から構成される検討</u>会を立ち上げ、技術的な助言を受けながら検討を進める。